

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,844	流動負債	995
現金及び預金	361	未払金	703
受取手形	0	未払費用	94
売掛金	892	未払法人税等	102
貯蔵品	7	預り金	17
前払費用	11	賞与引当金	76
繰延税金資産	54		
預け金	500		
未収入金	14	固定負債	666
仕掛人件費	3	退職給付引当金	666
その他の流動資産	2		
貸倒引当金	△ 3		
固定資産	273	負債合計	1,661
有形固定資産	16	純資産の部	
建物附属設備	0	株主資本	456
車両及び運搬具	10	資本金	50
器具及び備品	5	利益剰余金	406
無形固定資産	2	利益準備金	12
施設利用権	2	その他利益剰余金	393
投資その他の資産	254	繰越利益剰余金	393
差入敷金保証金	6		
繰延税金資産	247	純資産合計	456
資産合計	2,118	負債及び純資産合計	2,118

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

I. 当期純損益金額に関する事項

当 期 純 利 益 226 百万円

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準	原 価 法	(収益性の低下による簿価切下げの方法)
評価方法	貯 蔵 品	最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産 定率法を採用しております。
(リース資産を除く)

リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によって
おります。
なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外の
ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が「リース取引に
関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成19年3月30日改正 企業
会計基準第13号)の適用初年度開始前のリース取引については、通常の
賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒に備えて、一般債権については、税法基準(法定繰入率)に
より、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し
回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 従業員等に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額基準により
設定しております。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務額
に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上し
ております。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の
年数(9年)による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の
一定の年数(9年)による定額法により翌事業年度から費用処理すること
としております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

5. 会計方針の変更

(減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産
について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる当会計年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

6. 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び
誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び
誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適
用しております。